

平成24年第1回高浜市議会臨時会会議録

平成24年第1回高浜市議会臨時会は、平成24年4月16日  
午前10時高浜市議事堂に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第35号 高浜市税条例の一部改正について  
議案第36号 高浜市都市計画税条例の一部改正について  
議案第37号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	磯田義弘	2番	黒川美克
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	柴田耕一	6番	幸前信雄
7番	杉浦辰夫	8番	杉浦敏和
9番	北川広人	10番	鈴木勝彦
11番	鷺見宗重	12番	内藤とし子
13番	磯貝正隆	14番	内藤皓嗣
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩										
副市	長	杉浦幸七										
教	育	長	岸上善徳									
企	画	部	長	加藤元久								
人	事	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	野口恒夫		
地	域	政	策	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	岡島正明
経	営	戦	略	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	山本時雄
総	務	部	部	長	大竹利彰							

行政グループリーダー	内 田 徹
財務グループリーダー	竹 内 正 夫
情報グループリーダー	時 津 祐 介
市民総合窓口センター長	新 美 龍 二
市民窓口グループリーダー	木 村 忠 好
市民生活グループリーダー	山 下 浩 二
税務グループリーダー	森 野 隆
税務グループ主幹	鈴 木 司
福 祉 部 長	神 野 美百合
福祉企画グループリーダー	磯 村 和 志
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志
保健福祉グループ主幹	山 本 美喜子
こども未来部長	神 谷 坂 敏
文化スポーツグループリーダー	内 藤 克 己
都 市 政 策 部 長	深 谷 直 弘
都市防災グループリーダー	芝 田 啓 二
都市防災グループ主幹	杉 浦 嘉 彦
都市防災グループ主幹	亀 井 勝 彦
地域産業グループ主幹	杉 浦 義 人
会 計 管 理 者	橋 本 貞 二
学校経営グループリーダー	中 村 孝 徳
学校経営グループ主幹	梅 田 稔

#### 職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	松 井 敏 行
主 査	杉 浦 俊 彦

#### 議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

平成24年第1回高浜市議会臨時会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、公私ともに御多用のところ、皆様方の御出席を賜り、まことにありがとうございます。

本臨時会に提案されました案件について、厳正かつ公平なる御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

---

午前10時00分開会

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。

よって、平成24年第1回高浜市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集あいさつがあります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

平成24年第1回高浜市議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

3月定例会終了後、間もない時期ではございますが、議員各位には大変お忙しい中、全員の方の御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

日ごろより、市政各般にわたりまして、格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

本日、私どものほうから提案をさせていただきます案件は、市税条例の一部改正等一般議案3件でございます。

詳細につきましては、市民総合窓口センター長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。招集のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

---

午前10時01分開議

○議長（鈴木勝彦） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程はお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。

よって、15番、小嶋克文議員、16番、小野田由紀子議員を指名いたします。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、磯貝正隆議員。

13番、磯貝正隆議員。

〔議会運営委員長 磯貝正隆 登壇〕

○議会運営委員長（磯貝正隆） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました平成24年第1回高浜市議会臨時会の運営につきましては、去る4月9日に委員全員出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

当局より提示されました案件について検討いたしました結果、会期は本日1日間とし、議案の取り扱いにつきましては、議案上程、説明、質疑、討論、採決の順序で行い、委員会付託を省略して全体審議で願うことに決定をいたしました。

本臨時会が円滑に進行できますよう、格段の御協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

〔議会運営委員長 磯貝正隆 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第3 議案第35号から議案第37号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第35号から議案第37号の3議案について御説明を申し上げます。

今回御審議を賜ります3議案につきましては、さきの第179回国会において成立し、平成23年12月2日に公布、同日に施行されました「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部改正」、そして平成23年12月14日に公布、同日に施行されました「地方税法の一部を改正する法律」並びに現在開会中の第180回通常国会において成立し、平成24年3月31日に公布、翌日の4月1日に施行されました「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」に基づき、所要の規定の整備を行うものでございます。

それでは、初めに、議案第35号 高浜市税条例の一部改正について、主な改正点につきまして順次御説明を申し上げます。

なお、別添の参考資料及び新旧対照表もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

まず、市民税の申告について定める第35条の2第1項の改正は、公的年金等所得者に対して確定申告の手續の簡素化を図るため、公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除対象に寡婦（寡夫）控除が加えられたことにより、年金所得のみの者が本控除を受けようとする場合には、市民税申告書の提出を不要とするものであります。

次に、たばこ税の税率について定める第87条の改正でございますが、法人実効税率の改正に伴い、県たばこ税から市町村たばこ税への税源移譲によるもので、現行の製造たばこ1,000本につき4,618円を5,262円に改めるとともに、附則第16条の2において定めております旧3級品の製造たばこの税率を、1,000本につき2,190円を2,495円に改めるものであります。

次に、市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等を定める附則第9条でございますが、退職所得に係る個人市民税の10%税額控除について、導入後約40年以上が経過していること、また退職所得の現年課税化以後に現年課税化された利子、上場株式等の配当・譲渡益には税額の控除の措置が講じられていないこと等により廃止をするものでございます。

次に、附則第10条の2でございますが、平成24年度税制改正において、税制を通じて地方公共団体が地域の実情に対応した施策を展開できるようにするため導入された地域決定型地方税制特例措置に基づき、新たに固定資産税の課税標準の特例措置2件を加えるものであります。

まず、第1項の地方税法附則第15条第2項第6号は、下水道法に規定する公共下水道を使用する者が整備（設置）した下水道除害外施設に係る固定資産税の課税標準については、その価格に4分の3を乗じて得た額を課税標準額とするものであります。

次に、第2項の地方税法附則第15条第10項は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき設置された一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産の課税標準額については、その価格に3分の2を乗じて得た額を課税標準額とするものであります。

続きまして、附則第11条から附則第15条の改正は、平成24年度税制改正及び固定資産の評価替えに伴うものでございます。

まず、附則第11条の2の改正は、平成24年度の評価替えに伴い、地価が下落している場合にお

ける下落修正措置を平成25年度及び平成26年度も継続することとするものであります。

次に、宅地及び商業地等に対して課する固定資産税の特例措置を定める附則第12条の改正は、平成24年度から平成26年度までの特例措置を定めるもので、まず宅地につきましては、評価替えにより税負担の急増を抑制するため、前年度課税標準額に評価額の100分の5を加算した額を課税標準とする現行の特例措置を継続するものであります。

また、平成24年度税制改正により、これまで実施してきた負担調整措置により税負担のばらつきがおおむね是正されたとして、課税標準額の上限を本来の80%に抑える据え置き特例を、平成26年度をもって廃止とするものであります。ただし、納税者の負担感に配慮する観点から、平成24年度及び平成25年度につきましては、附則の経過措置において現行の負担水準80%を90%とし、据え置き特例を継続し、固定資産税の額を算出するものとしたしております。

次に、商業地等につきましては、改正前の特例措置を継続し、第2項から第5項に定めるそれぞれの負担水準に応じて算出される額を固定資産税額とする措置を、次期評価替えまで継続することとするものであります。

次に、附則第13条、一般農地に対して課する固定資産税の特例措置及び附則第13条の3、市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例措置につきましては、それぞれ平成24年度から平成26年度まで継続することとするものでありますが、特定市街化区域農地の特例措置につきましては、住宅用地に係る特例措置を準用していることから廃止をするものであります。

次に、特別土地保有税の課税の特例を定める附則第15条の改正は、特別土地保有税の課税標準額の特例を定める措置を平成26年度まで継続するとともに、宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長することとしたものであります。

次に、附則第21条の2でございしますが、新たに地方税法附則第41条第15項で規定する特定移行一般社団法人等が設置している幼稚園、図書館、博物館に係る固定資産税の非課税措置について、その適用を受けようとする者に対する事務手続について定めるものであります。

次に、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例について定める附則第22条の改正は、所得割の納税義務者の選択により受けられる雑損控除額の対象額として、一定の災害関連支出「損失対象金額」を新たに加えるものであります。

附則第22条の2でございしますが、新たに東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について定めるもので、第1項では、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例を定める附則第17条、17条の2、17条の3、18条において、それぞれ納税義務者が東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害により、居住用とすることができなくなった家屋の敷地である土地または当該土地に係る権利の譲渡をした場合、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の規定により、その居住用家屋の敷

地に係る譲渡期限を、東日本大震災があった日から3年を7年に延長することとする特例措置を加えるものであります。

また、第2項では、この課税特例措置につきましては、市民税申告書及び所得税確定申告書において、特例の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り適用することとするものであります。

次に、附則第24条、個人の市民税の税率の特例等につきましては、東日本大震災復興基本法に定める基本理念に基づき、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として、平成26年度から平成35年度までの個人市民税に限り、現行の均等割額の税率3,000円に500円を加算し、3,500円とするものであります。

なお、本条例の施行日につきましては、附則第1条で公布の日からとし、第1号の退職所得に係る個人市民税の10%税額控除を廃止とする規定については平成25年1月1日、第2号のたばこ税の税率に関する規定は平成25年4月1日、第3号の市民税の申告における寡婦（寡夫）控除額を削る規定は平成26年1月1日から、それぞれ施行するとしております。

そのほか経過措置といたしまして、第2条で市民税に関する経過措置を、第3条で固定資産税に関する経過措置を、第4条で市たばこ税に関する経過措置を、それぞれ設けておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第36号 高浜市都市計画税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

今回の改正は、議案第35号 高浜市税条例の一部改正において御説明を申し上げました宅地及び商業地等に対して課する固定資産税の特例、農地及び市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例措置について、都市計画税においても同様の措置を講ずるものであります。

まず、宅地及び商業地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの都市計画税の特例措置を固定資産税と同様に、附則第2項から附則第6項に定めるものでございます。

次に、農地に対して課する都市計画税の特例措置を附則第7項で規定し、市街化区域農地に対して課する都市計画税の特例措置を附則第8項から附則第10項において規定し、それぞれ平成24年度から平成26年度まで継続することとするものであります。

本条例の施行日につきましては、附則において公布の日からといたしております。

最後に、議案第37号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本案は平成23年12月14日に公布、同日施行されました地方税法の一部を改正する法律に伴い、東日本大震災の被災者等の長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について定めるものでございます。

改正の内容でございますが、先ほど議案第35号 高浜市税条例の一部改正における附則第22条の2で御説明を申し上げました東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について定めるもので、具体的には国民健康保険税条例附則第4項、長期譲渡所得に係る

国民健康保険税の課税の特例及びこれを準用する第5項、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の規定の適用において、新たに納税義務者が東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害により居住用とすることができなくなった家屋の敷地である土地または当該土地に係る権利の譲渡をした場合、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から3年を7年に延長することとする特例措置を加えるものであります。

本条例の施行日につきましては、附則において公布の日からといたすものであります。

以上、3議案について御説明を申し上げましたが、原案のとおり御可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかをお示しいただくようお願いいたします。

5番、柴田耕一議員。

○5番（柴田耕一） 第35号議案の高浜市税条例の一部改正について、ちょっとお聞きしたいと思います。

たばこ税が600円と第3級のほうが300円ほど上がるということですが、その影響額について教えていただきたいと思います。

それと、あと市民税の関係で、26年度から期限限定だとは思いますが、10年間、市民税の均等割500円が上がるということなんですけれども、これの影響額とそれをどういったふうに使っていくのか、その辺の考えがあったら教えていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 税務グループ。

○税務G（森野 隆） まず、たばこ税の影響額ということでございますが、たばこ税の影響額につきましては、平成22年度決算額ベースで試算いたしますと、約4,700万円の増ということになっております。それから、500円の引き上げに伴う影響額でございますが、これも平成24年度の当初予算ベースで試算いたしますと、約1,000万円の増ということになっております。

この500円の使途ということでございますが、使途につきましては、全国の自治体が実施をいたします防災・減災事業に要する財源とすることが明確に示されておりますことから、本市におきましても、それに伴う防災・減災関係の事業に充当するということと認識をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） さきの3月26日の全員協議会で、高浜市税条例改正案の要旨について説明を受けましたけれども、個人市民税のうち給与所得控除の見直しで、給与等収入額が1,000万円を超える場合の給与所得控除について245万円を上限とすることと、それから法人市民税の項目

の法人実効税率5%引き下げ、復興財源として平成24年4月1日から平成27年3月31日の3年間、課税標準法人税額の10%を課するとしています。市条例の改正がないのはなぜか、教えていただきたいんです。

○議長（鈴木勝彦） 税務グループ。

○税務G（森野 隆） さきの全員協議会でお示しをさせていただきました資料につきましては、平成24年度の税制改正に伴います国税を含めました市税に影響の及ぶものを御説明させていただいたものでございまして、今回御提案させていただきました議案は、地方税法の改正に伴う本市の市税条例に影響のあるものを御提案申し上げさせていただいておりますので、国税に伴うものにつきましては本議案には上がっていないということでございますので、御承知おき願いたいと思います。

それから、退職所得10%の税額控除の廃止というものは、今回、市税条例の改正でございますので、この10%控除に伴う廃止は本議案に載っておるものでございます。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） それでは、給与所得控除の影響額と法人市民税の影響額、試算していただきますら、影響額を示していただきたいんですけれども。

○議長（鈴木勝彦） 税務グループ。

○税務G（森野 隆） それでは、本議案には載っておりませんが、給与所得の見直しの1,500万円以上の給与所得控除を245万円に頭打ちということが国税のほうで決まっております。これの影響額につきましては、23年7月現在で申し上げますと、1,500万円以上の収入のある方は100名おみえになりまして、その影響額につきましては、税額で250万円ほど増ということになっております。

それから、退職所得の10%税額控除に伴う影響額ということでございますが、この10%に伴う影響額は、平成22年度市民税の退職所得者41人おみえになりまして、その影響額は税額で95万円の増ということになっております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 先ほど、質問では法人税のことを聞いておったんですけれども、それが答弁にありませんけれども。

○議長（鈴木勝彦） 税務グループ。

○税務G（森野 隆） 申しわけございませんでした。法人税の5%引き下げということで、これの影響額につきましては、約6,500万円の減ということでございます。

○議長（鈴木勝彦） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） では、復興財源として10%課するというふうにされていますけれども、それは幾らぐらいになりますか。

○議長（鈴木勝彦） 税務グループ。

○税務G（森野 隆） 法人税で3年間、法人税率の10%を充てるということにつきましては、国税の法人税でございますので、ちょっと当市では把握はしておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ありがとうございます。もう一つわからないというか、35号の87条のたばこ税ですけれども、法人税とたばこ税がどのように関係しているのかわからなかったもので、それを教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 税務グループ。

○税務G（森野 隆） 法人税率の5%減額に伴いまして、当然のことながら、当市の法人市民税の税額は法人税額を課税標準といたしておりますので、5%減額するということは、当然、法人市民税も減額になるということで、その減額分に伴いまして、国のほうではたばこ税の税率を上げるということで、その差を少しでも埋めるというものでございますので、そういった関係がございます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 第35号でお聞きいたします。退職所得の関係ですが、41人で95万円というお話ですが、退職所得というのは幾らぐらいの方というのか、30年勤めた方とか、三十何年勤めた方とか、そういう規定があるのか、金額が幾らという規定があるのか、その点どのようになっているのでしょうか、教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 税務グループ。

○税務G（森野 隆） この退職所得につきましては、今言われたような限度額だとか、それから金額によってどうのというものはございません。ただ、この10%減額に伴います仕組みにつきましては、先ほど提案説明でも御説明させていただきましたが、昭和42年当時にこの制度が始まりましたものでございまして、課税が1年間前倒しされるという理由に伴いまして、金利水準を踏まえた導入でございます。法律上も、この制度ができたときには、当分の間ということで措置をされて導入されたということでございますが、もう既に40年以上経過したということで、過去の10年間の定期預金の金利でもほぼゼロ金利でございます。ということで、今、現状と合っていないという話で、この10%は減額されたものでございまして、特別、金額だとか限度額は設けておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） わかりました。

次に、税率の特例の関係ですが、被災者の方は別になるのか。聞くところによりますと、500円じゃなくても、100円でも、200円でも、300円でもいいというようなお話も聞こえてくるんですが、どうして500円にしたのか、その点でお示してください。

○議長（鈴木勝彦） 税務グループ。

○税務G（森野 隆） この500円につきましては、これは税率の特例につきまして、東日本大震災からの復旧だとか復興のための時限的な税制措置として、被災された方も含めまして、今を生きる世代全体で連帯して負担を分かち合うということを基本理念としております。各自治体が積極的に防災・減災に取り組むための財源といたしまして、一定額以上の所得のある方に対して御負担をいただくというものでございます。この500円につきましても、これは法において均等割の500円を上乗せするという示されておりますので、本市といたしましても、法令遵守の立場で対応するものでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） 私のほうから、被災者は別になるのかという御質問がございましたので、お答えをさせていただきたいと思っております。

基本的には、地方税法の第3条におきまして、地方税の税率等につきましては条例で定めなければならないということになっており、基本的に申し上げるならば、義務づけはそこにはないというものであります。ですから、若干私のほうも、被災市町村の動向を見させていただきました。その実態は半々というのか、導入する自治体と導入しない自治体とがある。導入する自治体につきましては、どういう理由が示されているかと申し上げますと、負担となる金額500円というのは大きな額ではない、自分たちでできることはやるべきだという考え方の自治体さんがお見えになる。また一方で、導入できないというのは、やはり市民の方々から御理解をいただくにはまだ時間が必要だという考えの自治体もあるという現状でございます。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 東日本大震災の現地の状況はわかりましたが、ではこの地域の近隣の動向はどのようになっているのかということと、影響額が1,000万円だということは、2万人ぐらいだということだと思んですが、復興財源で集まったお金を復旧、減災だというお話なんですが、例えば同報無線に使うとか、そのようなお金の規定とございますか、集まったお金をそういうふうにするという、そういうのは何か規定があるのかどうか。それとも、一般財源に入れるのかどうか、その点はどうなんですか。

○議長（鈴木勝彦） 税務グループ。

○税務G（森野 隆） まず、近隣の状況ということでございますが、愛知県を含めまして、名古屋市以外は全市町村で引き上げられる予定だということを聞いております。

500円の使途につきましては、先ほども申し上げましたが、この税率の特例の500円というのは、各自治体が行います防災・減災の事業に充てるということでございますので、今おっしゃられました同報無線にも当然充当させていただくというものでございますので、よろしくお願いいたします。

〔「一般財源に入るのかどうか」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 税務グループ。

○税務G（森野 隆） 当然、一般財源でございます。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 名古屋市以外は500円というお話ですが、名古屋市はちなみに幾らぐらいになるんでしょうか。

それと、復興財源で1,000万円増額するというお話なんですけど、法人税では基本税率を引き下げて6,500万円の減だというお話も出ていますが、なぜ法人税を下げるのか。ここでは10%課するという事になってはいますが、基本税率を下げれば大変、法人税としては減収になるわけで、それよりも原発の推進予算が4,200億円だとか、政党助成金が320億円だとか、共産党はいただいけません、そういう国の大きな費用をやめて、そういうほうへ回していただくほうが、よほど現実的に効果があると思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 税務グループ。

○税務G（森野 隆） まず、名古屋市の状況ということでございますが、大変申しわけございませんが、把握はしておりませんのでお願いいたします。

それから、法人税率の5%引き下げということで、国のほうの基本的な考えといたしましては、デフレ状況から脱却をするということと、日本経済の本格的な成長軌道に乗せるための国内企業の競争力の強化、外資系の立地を促進して、雇用と国内投資を拡大するという意味合いで5%を下げたということを聞いております。先ほどの法人税の減額に伴いまして、先ほど申し上げましたが、たばこ税の税率を上げて、少しでもその差を埋めるというような措置もとられておるといような状況でございますので、御理解をしていただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） たばこ税のお話が出ましたが、たばこ税もたばこそのものが大変上がってしまっていて、今回は買い置きも含めてかなり金額が上がっていますが、このまま続くと考えられませんし、たばこ税で税率調整を行うというのは、先を考えると余り見通しとしては明るいものとは考えられませんので、やはり先ほど言いましたように、国のほうでそういう大変無駄遣いをしていますし、愛知県でいえば設楽ダムなんか大きな事業として出ていますので、そういうのをきちんとやめていただくように、市からも言っていただくほうが妥当ではないかと思っております。

それから、固定資産税の関係ですが、住宅用地を80%まで抑えていたものを廃止するという、

100%にするというお話ですが、住宅用地についてもどうして100%にするのか、そのあたりをもう少し詳しくお示してください。

○議長（鈴木勝彦） 税務グループ。

○税務G（森野 隆） この80%の特例措置というものにつきましては、これは以前からでございますけれども、宅地に係る固定資産税というものにつきましては、評価額が急激に上昇した場合であっても税負担の上昇を緩やかなものにするよう、課税標準額を徐々に是正をするということで、負担調整等が行われております。今回の改正につきましては、住宅用地につきましては、さらに本来の課税標準額の80%以上を据え置くという特例がずっと行われておりまして、その80%につきましては、課税の公平等の観点から、26年度において廃止をしよう、100%まで持っていこうという措置がとられたものでございますので、その辺、今申し上げましたように、課税の公平の観点からも80%の据え置きを廃止するというものでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

ほかに質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第35号 高浜市税条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第36号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第37号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決しました。

---

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件全部を議了いたしました。  
市長あいさつ。  
市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。  
平成24年第1回高浜市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。  
臨時会に私どもの提案をさせていただきました議案3件につきまして、慎重に御審議の上、全議案とも原案のとおり御可決を賜りまして、まことにありがとうございました。審議の過程でいただきました御意見は、今後の執行の参考にさせていただきます。  
一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） これをもって平成24年第1回高浜市議会臨時会を閉会いたします。  
本日は、議員各位の慎重なる御審議をいただきましたことを厚くお礼を申し上げまして、閉会のごあいさつにさせていただきます。どうもありがとうございました。

午前10時48分閉会

---